

10 標準処理期間

行政手続法第6条により、申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたときは公にしておくこととされており、これに基づき、基金における補償の決定に要する標準処理期間を定めています。

なお、必要とされている記載事項及び添付資料に不備がある場合における補正のための期間については標準処理期間には含まれず、また請求に対する審査の途中で請求者が請求内容を変更するために必要とする期間及び審査のために必要な資料を追加することとなった場合に要する期間についても標準処理期間に含まれません。

補償に係る標準処理期間は次のとおりです。

(単位：月)

| 補償の種類 | 決定内容 | 任命権者における標準処理期間 | 基金における標準処理期間 | 全体の標準処理期間 |
|------------|--------------------|----------------|--------------|-----------|
| 療養補償及び休業補償 | 当初の支給（不支給）決定（負傷） | 1 | 1 | 2 |
| | 当初の支給（不支給）決定（疾病） | 2 | 4 | 6 |
| | 2回目以降の支給（不支給）決定 | | | 1 |
| 障害補償 | 支給（不支給）決定 | | | 4 |
| 介護補償 | 当初の支給（不支給）決定 | | | 4 |
| | 2回目以降の支給（不支給）決定 | | | 1 |
| 遺族補償 | 支給（不支給）決定（負傷による死亡） | 2 | 2 | 4 |
| | 支給（不支給）決定（疾病による死亡） | 2 | 4 | 6 |
| 葬祭補償 | 支給（不支給）決定（負傷による死亡） | 2 | 2 | 4 |
| | 支給（不支給）決定（疾病による死亡） | 2 | 4 | 6 |

- (注) 1 療養補償及び休業補償の「疾病」は、「負傷に起因する疾病」及び「職業病」であり、「その他公務に起因することが明らかな疾病」は含まれない。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「疾病による死亡」は、「負傷に起因する疾病」及び「職業病」と相当因果関係をもって生じた死亡であり、「その他公務に起因することが明らかな疾病」と相当因果関係をもって生じた死亡は含まれない。
- 7 遺族補償の「支給（不支給）決定」及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 8 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 9 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。